

ちゅうおう 消費者だより

P1~4 電力の小売全面自由化について

P4 中央区消費生活展2016

第 167 号

平成28年10月

編集発行

中央区
消費生活センター
☎ 03-3546-5332
ホームページ
[http://chuo-consumer.
genki365.net/](http://chuo-consumer.genki365.net/)

電力の小売全面自由化で 何が変わったの？



これまでは、家庭向けの電気は各地域の電力会社（東京電力等）だけが販売しており、わたしたち消費者が電気を買う事業者を選ぶことはできませんでした。しかし電力の小売全面自由化後、電気とガス、電気と携帯電話などの組み合わせによるセット割引や、現金と同様に使えるポイントサービスが付与される販売メニューも選択できます。また、太陽光、風力、水力、地熱などの再生可能エネルギーを中心に

電気を供給する事業者から電気を買うことも可能です。しかも、契約先を問わず、発電所から消費者まで運ぶ電気の供給責任は今まで通り東京電力が担いますので、契約元が倒産した場合などでも電気が途切れるといった心配はありません。

まだ迷っている方は、新たな電気事業者との契約方法や契約するにあたって注意する事など情報を整理し、わが家に合った電力プランを考えてみませんか。

中央区消費生活センター 相談窓口のご案内

消費生活相談専用ダイヤル

☎ 03 (3543) 0084 ☎ 03 (3546) 5727

相談日時 月曜日から金曜日まで 午前9時～午後4時（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒104-8404 中央区築地1-1-1 中央区役所1階

<http://chuo-consumer.genki365.net>

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、事故等についての相談を専門の相談員がお受けしています。

電力の小売全面自由化とは

平成28年4月からは、一般家庭でも東京電力に限らず、電気事業者を自由に選択できるようになりました。事業者間の競争を活性化して電気料金を抑制すること、電力不足の地域へ柔軟に供給できる体制を整えることを目的としています。

電力供給のしくみ

電力の小売全面自由化後も、電力供給のしくみに変更はなく、電力はこれまでと同様の経路をたどって消費者のもとに運ばれます（図1参照）。

もしも電気事業者が契約者の必要とする電力を調達できなかった場合には東京電力が不足する電力を補って送電するので、消費者が使う電気が途切れることはありません。

電気事業者を決めるための チェックポイント

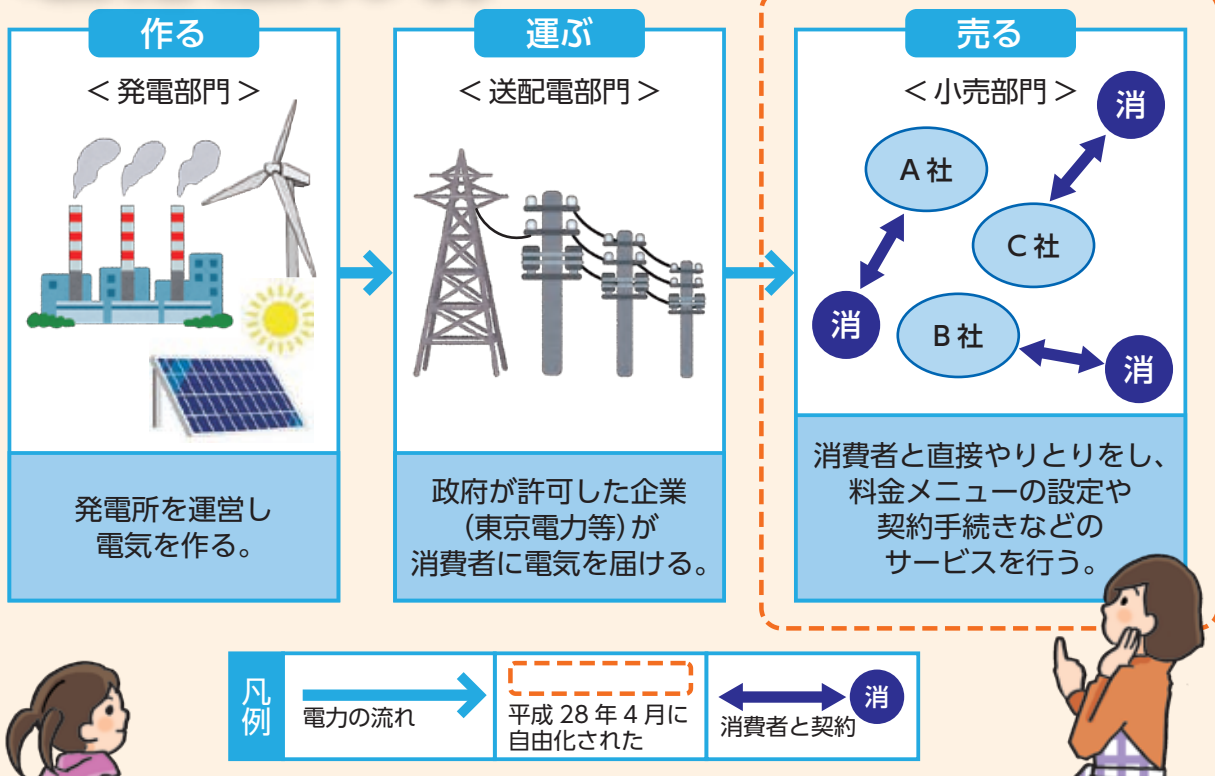


あわてて契約する必要はありません！

特に切り替えの契約等をしない場合は、従来の料金メニューが適用されます。ご家庭の電気の使用

電力供給のしくみ

<図1>



様々な発電所から生まれた電気は送配電部門で混ざりあうから、どこの電気事業者と契約しても運ばれる電気は変わらないね。



A社の電力プランがいいかしら？

状況によっては、各地域の電力会社（東京電力等）から切り替えない方が都合の良い場合もあります。左記の3項目を**チェック**して判断しましょう。

契約する電気事業者は登録されていますか？

電気事業者は経済産業大臣の登録を受けなければなりません。経済産業省ホームページの「**登録小売電気事業者一覧**」で確認できます。

契約期間や途中解約、割引の条件は？

契約に際して、電気事業者は書面を渡して説明し、締結後には契約書面を交付することが法律上義務付けられています。**毎月の電気料金は**いくらか、**契約期間**はどのくらいなのか、**解約時の手数料**はかかるのかなど詳しく確認してから契約してください。なお、停電など困ったときの**連絡先**も併せて確認しましょう。

ご家庭の使用量に照らした比較になっていますか？

「料金が必ず安くなる」といった勧誘トークには気を付けましょう。



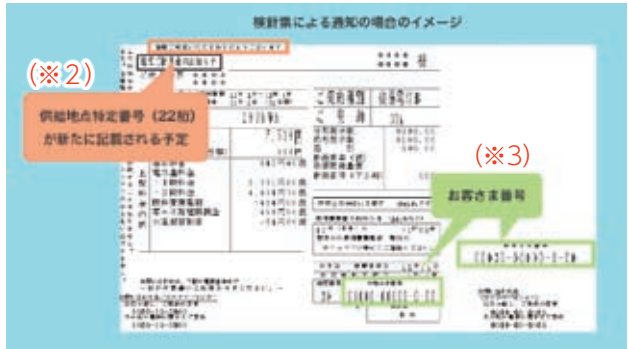
電気事業者の切り替え手順

申し込み

用いるもの

検針票
本人確認書類

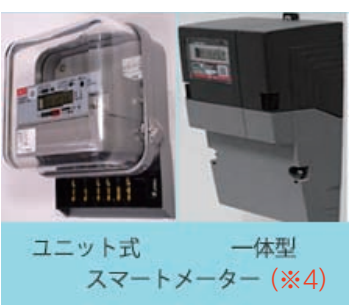
確認すること
供給地点特定番号
※2
22桁
お客様番号
※3
切り替え希望日



スマートメーターへの交換
※4

交換は原則無料です。

利用開始



「電力の小売全面自由化」便乗商法にご注意を！

相談

証券会社を名乗って「電力自由化で発電所を建設する事業者があり、出資者を募集している。世の中の役に立つ、安定収入が見込める」などと言われ、500万円投資してしまった。この事業者は大丈夫だろうか。

アドバイス

電力の小売全面自由化を口実に投資の勧誘が行われています。また「電気を売買すれば儲かる」と太陽光発電システムなどを自宅に設置する勧誘もあります。投資対象や儲かるしくみについてよくわからない勧誘には、安易に乗らないようにしましょう。

相談窓口

中央区消費生活センター

03 (3544) 3008
03 (3544) 6572
03 (3501) 5725

経済産業省・資源エネルギー庁
電力小売自由化コールセンター

0570 (028) 555
平日9:00~18:00

参考

経済産業省・資源エネルギー庁
登録小売電気事業者一覧 (※1)
(http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/)
出典：「電力小売全面自由化」(資源エネルギー庁)
(http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/liberalization/)

「電力の小売全面自由化」よくある質問

Q スマートメーターとは何ですか？

A スマートメーターは、通信機能があり遠隔での検針等ができる新しい電力量計です。30分ごとの使用量が計測できるため、家庭での利用状況を細かくチェックでき、自分のライフスタイルに応じた料金メニューを選択することができるようになります。新たに電気事業者と契約したご家庭が優先されていますが、一般のご家庭でもスマートメーターへの取替えが進んでいます。交換費用は原則無料です。

Q 電気事業者が倒産した場合は電気が止まるのですか？

A 直ちに電気の供給が止まることはなく、新たな供給元が見つかるまでの間は各地域の電力会社（東京電力等）から供給を受けることとなります。

Q マンションに住んでいます。どの電気事業者でも契約できますか？

A 集合住宅でも各家庭が個別に電力会社と契約している場合は自由に契約できます。マンション全体で一括して契約している場合は、自由に契約できません。管理組合に確認してください。なお、賃貸住宅でも同じです。

中央区消費生活展 2016

「快適な暮らしを求めて」を開催します

※健康福祉まつりと同時開催

10月23日 午前10時～午後3時

会場 あかつき公園 (雨天決行)

日常生活に役立つ情報をパネルで解説するほか、野外ステージでは悪質商法などを題材にした漫才を行います。

また、出展団体を回るスタンプラリーの参加者には、エコバックと消費者問題のまんがが印刷されたトイレトペーパー（数に限りがあります）を差し上げる予定です。



去年の参加特典



各出展団体ブースの様子



野外ステージでの消費生活漫才



スタンプラリー景品配付場所

出展者

(主催) 中央区消費生活センター、中央区総務部危機管理課、中央区環境土木部環境推進課、中央区消費者友の会

(協賛) パルシステム東京、関東電気保安協会、東京ガス、東京都水道局、東京都下水道局